

## 令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に係る確認書の提出について

当補助金の補助対象として、令和5年10月1日以降、新たに事業を開始するものあるいは同日の事業規模の拡大に伴う整備に限るものがあり、これらの補助申請については、事業規模の拡大の内容についてご説明いただく必要があります。

そこで、下記の各事業の「確認書提出対象事業」を申請いただく医療機関については、事業規模の拡大（医療機関での1日あたりの診療件数、検査件数の増大等）の具体的内容について確認する必要がありますので、「確認書」（事業ごとに分かれているので対象事業のシートで作成してください）に「記載要領」を参照し、必要事項を記載のうえご提出ください。

### ○ 確認書の提出が必要な医療機関

次の2つの項目に該当する方のみ確認書の提出が必要です。なお、令和5年9月30日までに同一事業の補助を受けた方は補助制度の対象外になります。

項目1・令和5年9月30日以前から補助対象事業（外来対応医療機関等）を実施している。

項目2・個人防護具以外の補助品目を申請する。

### ○ 確認書提出対象事業

(4) 外来対応医療機関設備整備事業（5月7日までは帰国者・接触者外来設備整備事業）

(13) 救急・周産期・小児医療体制確保設備整備事業

※令和5年10月1日以降は、令和5年9月30日以前に同一事業の補助を受けた方は個人防護具以外の補助が対象外になります。

### ○ 記載要領

#### 1 事業拡大の理由

事業規模を拡大する目的、理由等を記入してください。

例) 発熱患者の急増を受けて、これまでの発熱外来の体制では患者を円滑に診療することが困難となったため、等

#### 2 事業拡大の内容

事業規模を拡大する方法を記入してください。

人員や診療時間、診察室の増加、あるいは空気清浄機やパーティションの導入による待合室利用人数の増による診察の効率化など、診療可能件数を増やすための方策をご記入ください。

例) 診察室を一室増室するために、新たに空気清浄機を導入する等

#### 3 事業拡大によって対応可能となる1日あたりの診療、検査等可能件数

1日あたり最大の診療、検査等可能件数（実件数ではありません）を記入してください。